

届出基準

患者（確定例）： 臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

無症状病原体保有者： 診察した者が臨床的特徴を呈していないが、次の表の下欄に掲げる検査方法により、抗体（1）カルジオリピンを抗原とする検査では16倍以上又はそれに相当する抗体価）を保有する者で無症状病原体保有者と見なされる者（陈旧性梅毒と見なされる者を除く。）

感染症死亡者の死体：（2）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒により死亡したと判断した場合

検査方法	検査材料
染色法またはPCR検査等による病原体の検出	病変（初期硬結、硬性下疳、扁平コンジローマ、粘膜疹）
次の1)、2)の両方の抗体検査による血清抗体の検出 1)カルジオリピンを抗原とする検査 例) R P R カードテスト、凝集法、自動化法 等 2)T. pallidumを抗原とする検査 例) T P L A 法、T P P A 法、C L I A 法、F T A - A B S 法 等	血清

引用：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-11.html>

先天梅毒は、下記の5つのうち、いずれかの要件をみたすものである。

ア 母体の血清抗体価に比して、児の血清抗体価が著しく高い場合

イ 児の血清抗体価が移行抗体の推移から予想される値を高く超えて持続する場合

ウ 児のT.pallidumを抗原とするIgM抗体陽性

エ 早期先天梅毒の症状を呈する場合

オ 晩期先天梅毒の症状を呈する場合

梅毒患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

引用：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-11.html>

別記様式5-16

梅毒発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

届出年月日 令和 年 月 日

患者の氏名 _____
 届出する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(市) _____
 届出番号(※) _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検案)した者(死体)の類型 ・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・感染後死亡者の死体		1.1 感染原因・感染経路・感染地域 1 性交接触 (A. 性交 B. 経口) (ア. 同性間 イ. 異性間 ウ. 不明) (性風俗産業の従事歴(直近6か月以内) 1) 有 2) 無 3) 不明)
2 性別 男 ・ 女	3 診断時の年齢(①歳以上)	2 風俗産業の従事歴(直近6か月以内) 1) 有 2) 無 3) 不明
4 病型 ① 早期梅毒(一期(Ⅰ期) Ⅱ期梅毒、 ② 先天梅毒、③ 無症状(無症状病原体保有者) ④ HIV感染症合併の有無 1) 有 2) 無 3) 不明		3 母子感染(ア. 胎内・出産時 イ. 母乳) 4 輸血・血液製剤 (輸血・血液製剤の種類、使用年月・状況)
5 診断方法 ① 患者(確定例)の場合 ・病変からの病原体の検出(染色法、PCR検査) ・次の1)、2)の両方の抗体検査による血清抗体の検出 1) カルジオリピンを抗原とする検査 2) T. pallidumを抗原とする検査 ② 無症状病原体保有者の場合 ・次の1)、2)の両方の抗体検査による血清抗体の検出 1) カルジオリピンを抗原とする検査 (抗体価を記載、16倍検出以上が必要) 検量() 倍、R.U.、U又はSIU/w 2) T. pallidumを抗原とする検査 ・その他の検査方法() 検体() 検量()		5 その他() 6 不明
6 届出年月日	令和 年 月 日	② 感染地域(確定・推定) 1 日本国内() 都道府県 () 市区町村() 2 国外 (国名:) 3 不明
7 診断(検案)年月日	令和 年 月 日	③ 過去の治療歴 ① 1年より前 ② 1年以内 ③ なし ④ 不明
8 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	1.2 感染症のまん延の防止及び無症状の患者のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項
9 発病年月日(※)	令和 年 月 日	・妊娠の有無 ① 有() ② 無 ③ 不明
10 死亡年月日(※)	令和 年 月 日	

この届出は診断から7日以内に行ってください

(1)、2、4、5、11、12欄は届出する番号等全てを記入し、3、6から10欄は年齢、年月日を記入すること。

(※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

4.5欄は、届出するものすべてを記載すること。

積極的疫学調査（感染症法第15条）を実施

岡山市では、梅毒届出時に医師等に対し、
患者の疫学情報として調査票の提出を依頼している
(必要に応じて感染症担当保健師が電話で聞き取り実施)

主な調査項目

- ・ 診療科
- ・ 患者の職業、既往歴
- ・ 感染経路の詳細
(風俗店利用、従事、パートナー等)
- ・ 特定の性交渉パートナーの有無
- ・ 梅毒の検査理由
- ・ HIVや他の性感染症の検査の実施状況 等

梅毒 調査票 (岡山市) 【新様式】
 ファクス返信先: 086-803-1337 岡山市保健所感染症対策課

梅毒発生届をご提出いただきありがとうございます。
 岡山県内での梅毒患者増加を受け、保健所では「積極的疫学調査(保健所からの聞き取り調査)」を行っています。
 つきましては、下記項目に記入いただき返信ください。調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

記載者名または連絡担当者名		※ご不明な点等があった場合連絡させていただきます。							
基本情報 (発生届より)	発生届に記載があれば任意記載								
	届出日	年	月	日	初診日	年	月	日	
	診断日	年	月	日	発病日	年	月	日	
	感染したと推定される日	年	月	日	病型	早期1期/早期2期/晩期顕症梅毒/先天梅毒/無症状			
年齢	歳	(0歳児は月齢)		性別	男性 / 女性				
基本情報	医療機関への聞き取り項目								
	医療機関の診療科	1.皮膚科	2.泌尿器科	3.肛門科	4.産婦人科	5.内科	6.消化器内科	7.その他()	8.不明
	患者の職業	1.風俗店従事	2.学生	3.有職者	4.無職	5.不明			
パートナーに関する事項	患者の既往歴 (その他性感染症)	なし / あり → クラミジア・淋菌・性器ヘルペス・トリコモナス・その他()							
	感染経路(性的接触)の詳細	接触相手との関係: 1.パートナー 2.風俗店利用 3.風俗店従事 4.その他()							
	特定のパートナー	1.あり(1人)	2.あり(複数)	3.あり(不明)	4.なし 5.不明				
	90日以内の性交渉	1.あり	2.なし	3.不明	→1期、2期梅毒、感染後1年以内の無症状性梅毒はパートナーの梅毒検査が必要のため、パートナー様診をお勧めください				
	パートナーの梅毒検査	1.未実施(勧奨した)	2.未実施(勧奨せず)	→未実施・未勧奨の場合はリスクに応じて検査をお勧めください					
パートナーの妊娠の有無 (男性患者のみ)	1.あり	2.なし	3.不明	→男性患者のパートナーが妊娠している場合、先天梅毒のリスクがあるため、パートナー様診をお勧めください					
検査に関する事項	梅毒検査の理由 (主なもの1つ回答)	1.症状あり	2.定期的な検査/スクリーニング検査	3.妊娠時の検査			7.不明		
	梅毒検査の理由(認識について)	1.本人が梅毒を疑っていた 2.本人は梅毒を疑ってなかった(知らなかった) 3.不明							
	HIV	1.未実施	2.実施(陽性)	3.実施(陰性)		→HIV、日肝未実施の場合はリスクに応じて検査をお勧めください			
	B型肝炎	1.未実施	2.実施(陽性)	3.実施(陰性)					
	その他の性感染症 (クラミジア、淋菌など)	→クラミジア: 1.未実施 2.実施(陽性) 3.実施(陰性)	→淋菌: 1.未実施 2.実施(陽性) 3.実施(陰性)		→その他()				
【問合せ先】岡山市保健所感染症対策課 千700-8546 岡山市北区鹿田町1丁目1-1 電話086-803-1262									